**平成２９年（フ）第１７３５号**
札幌市豊平区中の島２条４丁目３番20号　アパルトマン中の島104号
債務者　石見　優樺
1　決定年月日時　平成29年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２９年（フ）第１７７６号**
北海道江別市野幌若葉町88番地の４　ラ・ヴィスタ201号
債務者　中川素和子
1　決定年月日時　平成29年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２９年（フ）第１７８５号**
札幌市厚別区厚別西１条４丁目２番26号　ルグラン202号
債務者　久保沙悠里
1　決定年月日時　平成29年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２９年（フ）第１７９８号**
札幌市東区北36条東22丁目７番16号　左
債務者　大宮　佳子
1　決定年月日時　平成29年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２９年（フ）第１８０８号**
北海道千歳市稲穂４丁目６番７号
債務者　苫米地美雪
1　決定年月日時　平成29年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２９年（フ）第１８５３号**
札幌市北区新川５条２丁目１番13号　パレーシャルＫ．Ｓ101号
債務者　角田　利男
1　決定年月日時　平成29年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２９年（フ）第１８８０号**
札幌市白石区栄通８丁目２番５―103号
債務者　佐藤みどり（旧姓南條）
1　決定年月日時　平成29年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２９年（フ）第２５６号**
盛岡市中堤町12番30号　ゼルヴェ102号
債務者　村上トシ子
1　決定年月日時　平成29年10月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月15日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

**平成２９年（フ）第１６３号**
岩手県岩手郡葛巻町葛巻第28地割17番地13小屋瀬いらっしゃい住宅１号棟、申立時の住所群馬県高崎市三ツ寺町11番地25
債務者　橋口　竜也
1　決定年月日時　平成29年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月15日まで
前橋地方裁判所高崎支部

**平成２９年（フ）第２２１号**
愛知県一宮市木曽川町黒田字北沼49番地１
債務者　片山　勝人
1　決定年月日時　平成29年10月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月15日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

**平成２９年（フ）第２２６号**
愛知県犬山市大字五郎丸字神明下33番地１アシューレ五郎丸Ａ101号、住民票上の住所岐阜県可児市下恵土2551番地２
債務者　竹下　賢治
1　決定年月日時　平成29年10月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月15日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

**平成２９年（フ）第２５３号**
愛知県江南市小杁町林101番地　アネックスＩＫＡＭＩ　Ａ103号
債務者　金子　弘幸
1　決定年月日時　平成29年10月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月15日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

**平成２９年（フ）第３１号**
京都府舞鶴市字七日市125番地―Ａ102号
債務者　田中　二幸
1　決定年月日時　平成29年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月15日まで
京都地方裁判所舞鶴支部破産係

**平成２９年（フ）第３９７７号**
大阪市東住吉区公園南矢田３―11―20―210、住民票上の住所大阪府泉佐野市市場西１丁目12番６―205号
債務者　土谷　英昭
1　決定年月日時　平成29年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２９年（フ）第４２９０号**
大阪府東大阪市金岡３丁目23番10号　ＹＯＵハイム金岡　402号
債務者　請川　絢治
1　決定年月日時　平成29年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２９年（フ）第４３３４号**
大阪市平野区長吉六反２丁目11―43　ケアホーム長吉、住民票上の住所大阪市平野区長吉出戸４丁目５番29号　ファミーユ出戸503号室
債務者　岩下　茂樹
1　決定年月日時　平成29年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部